

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社WOLVES HAND		コード	194A
提出日	2026/10/2	異動（予定）日	2026/9/30	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて、社外取締役であった山口克隆氏が、取締役として選任されたため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	岡田 崇司	社外取締役	○												○		有	
2	今春 博	社外取締役	○												○		有	
3	武田 信	社外取締役	○												○		有	
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	税理士としての豊富な経験と税務に関する専門的知見を有しており、財務・会計等の視点から当社の経営に対する助言及び監督機能を担っております。現在、同氏が代表社員を務めておりますA-Trust税理士法人と当社の間には取引関係はなく、過去当社顧問であった期間の取引金額には当社グループの売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同税理士法人にとっても当社への経済的依存が生じるほどの重要性はありません。また、その他、当社と同氏の間には、同氏が当社株式を保有しているという資本的関係以外に、人的関係、その他の利害関係はありません。そのため、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	弁護士としての経験と専門的な知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する助言及び監督機能を担っております。現在、同氏が勤務するいぶき法律事務所と当社の間に取引関係その他の利害関係はなく、過去当社顧問であった期間の取引金額には当社グループの売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同法律事務所にとっても当社への経済的依存が生じるほどの重要性はありません。そのため、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	独立役員であり、監査等委員である武田 信は、大和証券の公開引受業務経験者として上場企業におけるガバナンスに関して豊富な経験と専門的知識を有しており、客観的立場から当社のガバナンス体制に対する助言及び監督機能を担っております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係その他の利害関係もありません。そのため、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。